

第11回山都町農業委員会
総会議事録

令和8年2月10日

令和7年度第11回 山都町農業委員会総会

日 時 令和8年2月10日（火）午後2時00分開会

場 所 清和支所（旧議場）

招集者 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議事日程 第1会議録署名委員の指名 8番小崎委員・9番興柵委員

- 第2報告第17号 許可不要転用届（農地法第4条）について
報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第19号 農地の賃貸借の合意解約について
議案第50号 農地法第3条による許可申請について 12件
議案第51号 農地法第5条による許可申請について 1件
議案第52号 令和7年度第11号農用地利用集積等促進計画について
議案第53号 令和7年度第11号農用地利用集積等促進計画について
（所有権移転）
議案第54号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの
判断について
議案第55号 令和8年春季農作業標準料金及び賃金の設定について

出席委員

【14名】 山本 勝洋、門岡 和美、佐藤 幸代、
飯星 房雄、玉目 秀二、小崎 芳雄、興柵 辰也、
、
、高森 正、下山 久義、松川 陽一、
下田 孝文、木村 幸則、西山 常雄、

欠席委員

【5名】 菊池 吉之、本田 惠 藏、西田 毅、山下 照、後藤 康喜

出席職員

【3名】 松本文孝、興柵宏幸、藤山真悟

欠席職員

【0名】

事務局長 皆さん、こんにちは、
《 前段の挨拶及び報告》
本日の委員出席は、14名です。
山都町農業委員会会議規則第7条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は3名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

代 理 皆さん、こんにちは、《 前段の挨拶。》
それでは、令和7年度第11回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長 続きまして、山本 会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 《 会長より挨拶を述べる 》

事務局長 これから議事に入ります。会議規則第4条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長（以下「議長」） それでは、日程第1、会議録署名委員の指名です。
本日は、8番 小崎委員・ 9番 興柁委員 宜しく申し上げます。

議 長 日程第2、議案の審議に入ります。
報告第17号 許可不要転用届（農地法第4条）について
下記記載の農地について、許可不要転用届出があったので報告する。

令和8年2月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 許可不要転用届1件の報告を行います。
農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条第1項第1号の
規程に基づき許可不要転用届が出されております。
転用目的は農業用倉庫敷地のためで、届出人は議案書に記載してある山都町内で農業を営む個人です。
届出人が管理する農地の一部をコンクリート敷にして、農業用倉庫を建てるため届出に至りました。

事務局

届出面積は

全面積・・・㎡中

・・・m×・・・mの・・・㎡です。

農地法施行規則第29条第1項1号の規定において耕作の事業を行う者の農産物の育成や養畜のために農業用施設に転用する場合、200㎡以内であれば届出のみで転用が可能です。なお、農振は非該当の農地です。また、現地については担当委員に確認していただいております。以上、報告を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
下記記載の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による
届出があったので報告する。

令和8年2月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

今回は4件の届け出があっており、相続による所有権移転の案件です。

詳細は、議案書のとおりです。

以上、報告いたします。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

報告第19号 農地の賃貸借権の合意解約について

議 長 下記記載の農地について、農地の賃貸借権の合意解約があったので報告する。

令和8年2月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 報告第19号 農地の賃貸借権の合意解約について説明いたします。合意解約の案件は1件です。詳細につきましては資料をご覧ください。以上、報告いたします。

議 長 はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

議長 続きまして、

議案第50号 農地法第3条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第3条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求めます。

令和8年2月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは1番の説明を 5番 芹口 委員お願いします。

芹口委員 賃借権設定の案件です。
借受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畑合計・・・㎡の10年間の賃借権設定の案件です。
判断の理由
借受人の主な経営は玉ねぎ、にんじん、野菜です。
貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で10年間の賃借権設定の話が決まったため申請されました。
申請地は借受人が里芋を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を 5番 芹口 委員お願いします。

芹口委員 賃借権設定の案件です。
借受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畑合計・・・㎡の5年間の賃借権設定の案件です。
判断の理由
借受人の主な経営は玉ねぎ、にんじん、野菜です。
貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で5年間の賃借権設定の話が決まったため申請されました。
申請地は借受人が里芋を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして3番の説明を 5番 芹口 委員お願いします。

芹口委員 賃借権設定の案件です。
借受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畑合計・・・㎡の5年間の賃借権設定の案件です。
判断の理由
借受人の主な経営は玉ねぎ、にんじん、野菜です。
貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で5年間の賃借権設定の話が決まったため申請されました。
申請地は借受人が里芋を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

芹口委員 以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい、17番 木村委員。

木村委員 確認なのですが、旧朝日小学校の周りの農地を耕作されている移住者の方ですか。

芹口委員 はいそうです。

議長 17番木村委員よろいでしょうか。

木村委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして4番の説明を 18番 西山 委員お願いします。

西山委員 所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・ニラ・大根です。
譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして5番の説明を 9番 興柁 委員お願いします。

興柁委員 申請番号5番について説明いたします。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田・畑合計・・・㎡の贈与による所判断の理由有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・大根です。
譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、5番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして6番の説明を 9番 興柁 委員お願いします。

興柁委員 申請番号6番について説明いたします。
借受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畑合計・・・㎡の5年間の賃借権設定の案件です。
判断の理由
借受人の主な経営はブルーベリー・サツマイモです。
貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で5年間の賃借権設定の話が決まったため申請されました。
申請地は借受人がブルーベリー・サツマイモを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

興梠委員 以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、6番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

すみません。私から質問ですが、5年間の賃借権設定ですよね。ブルーベリーは植栽してあるのですか。

興梠委員 はい。現在植えてあります。

議長 もう、収穫できる状態ですか。

興梠委員 はい。収穫できる状態です。

議長 分かりました。

他に質疑ございませんか。
17番 木村 委員

木村委員 営農計画書の中で、ちょっとマイナスになっているが大丈夫なのか。

興梠委員 現地調査の時はこの書類はまだ提出されておらず、本日提出されました。この方は新規就農者で、そちらの予算等を考慮しながら今後農業をやっていきたいという志を持っていらっしやいました。

議長 事務局何かありますか。

事務局 いろんな研修会等受けられながらまた新しく営農計画を立てられる対象者で4月から就農される新規就農者の方です。今度の2月24日の新規就農者報告会でも発表されます。

議長 17番 木村委員よろしいでしょうか。

木村委員 色々助成金があっても就農関係資金だけで無くなるのではないかと生活は出来るのかと心配になったのですが。

事務局 経営開始資金で3年間お金が国から出ます。5年後の収益が・・・万以上にな

事務局　　るような計画になっているので、初年度は赤字になる方もいらっしゃると思いますが、5年後までにきちんと経営を成り立たせるという流れで計画は出してあります。農業は初年度からいきなり黒字というのはなかなか難しいと思うので、5年後にきちんと計画を達成して頂くという事と早期に達成された場合は国の補助金は打ち切りとなりますのでそういう流れでやっていく事になります。

議長　　　16番　下田委員

下田委員　この案件の方は地元の方ですか。

興柁委員　現在は馬見原になっています

下田委員　よそから来られて就農は何年位ですか。

事務局　　まだ、研修を今度終わられて4月から就農を開始されます。

議長　　　冒頭に事務局からあったように2月24日の新規就農者報告会で、この方も対象者で発表されますので興味のある方は参加されてはいかがでしょうか。この方は多分、試行錯誤しながら5年後にはちゃんとした経営にという思いはあると思います

他に質疑ございませんか。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして7番の説明を　19番　西田　委員ですが、本日欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第50号7番所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・栗です。
譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、

事務局 効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、7番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして8番の説明を18番 西山 委員お願いします。

西山委員 所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・里芋です。
譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、8番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長 続きまして9番の説明を18番 西山 委員お願いします

西山委員 所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・飼料作物です。

西山委員 譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、9番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして10番の説明を2番 門岡 委員お願いします。

門岡委員 所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田・畑合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻です。
譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、10番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして11番の説明を11番 本田 委員ですが、本日欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻・キュウリです。

譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下、調査書の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、11番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして12番の説明を 7番 玉目 委員お願いします。

玉目委員

所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畑合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻、ミニトマト、ホウレンソウです。

譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後譲受人がミニトマトを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下、調査書の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、12番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長

続きまして、

議案第51号 農地法第5条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第5条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求める。

令和8年2月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 2番 門岡 委員お願いします。

門岡委員

農地転用に係る事業計画変更承認申請の説明事項について5条の1番の説明をします。

転用者は農業機械の販売・整備等を行う法人で、令和5年8月3日付け熊本県指令農担 第96号にて農地法第5条の転用許可を受けている農機具販売所及び修理工場の案件に関して事業期間の変更と事業面積を拡張して山都町・・・の田・・・筆・・・㎡を資材置き場・農機及び社用車駐車場に転用を行う案件です。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

今回の申請による変更点は工事計画の変更に伴う許可期間の変更と事業面積の拡張です。

本件において拡張される申請地は、国道218号線沿いの比較的平坦地に存在する田で現在は休耕しています。また、土地所有者は町外に居住しており農業経営は行っておりません。

今後の農地の活用法を求めていたところ、用地を求めている転用者法人との間で利害が一致し、今回隣接する申請地の相続登記が完了したため、今回の申請に至りました。

まずは許可期間についてですが、

当初の許可期間は令和・・・年・・・月・・・日から令和・・・年・・・月・・・日となっておりますが、令和・・・年・・・月・・・日から令和・・・年・・・月・・・日へ変更します。

事業面積の拡張については別添の土地利用計画図をご覧ください。

当初の許可は山都町・・・字・・・番地・・・外・・・筆の・・・㎡でしたが、土地所有者の相続登記の終了に伴い、隣接する田・・・筆・・・㎡を令和・・・年・・・月に許可済みの農機具販売所及び修理工場に付随する資材置き場・農機及び社用車駐車場とする計画です。

内訳として

門岡委員

社用車駐車場：・・・㎡

トラクタ・コンバイン置き場：・・・㎡

資材置き場・通路：・・・㎡

となっており、計画は妥当と思われま

す。なお、字図上、用地に隣接して北東側に水路が存在しますが山都町役場建設課において法定外公共物の除外申請が行われています。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、以前の転用申請時に隣接農地所有者より同意書も提出されております。日照、通風・耕作等への影響はありません。

排水は申請地南東側に整備される側溝への排水を行います。

排水については改めて区長からの同意書も提出されており問題はないと思われま

す。また、申請面積が3,000㎡を超えているため、山都町農業委員会総会での許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることになります。

以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長

はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

議案第52号 令和7年度第11号農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき別紙について意見を求めます。

令和8年2月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第52号について説明致します。

熊本県農業公社を通じた農地の貸し借りについての案件です。

今回3件上がっております。

申請番号1です。

事務局

山都町・・・の田、・・・筆、・・・㎡、
農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件
になります。

受け手の経営作物は水稻・牧草です。

申請番号2です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、
農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件
になります。

受け手の経営作物は水稻・牧草です。

申請番号3です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、
農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の賃借権設定の新規案件に
なります。

受け手の経営作物は里芋です。

以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第52号について、賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

よって、議案第52号 令和7年度第11号農用地利用集積等促進計画に
ついて、令和8年2月10日に許可を決定致します。

続きまして

議案第53号 令和7年度第11号農用地利用集積等促進計画
について(所有権移転)

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和8年2月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋
事務局から説明をお願いします。

事務局 案第53号について説明します。
農地中間管理機構である熊本県農業公社を通じた売買による所有権移転関係
です。
今回1件上がっております。

申請番号1です。
山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、熊本県農業公社から譲受人への売渡案件
になります。
令和6年9月の総会にて承認されました農業公社の買入に伴う所有権移転登
記が完了したため、今回の総会に諮るかたちとなりました。
譲受人の経営作物はトマトです。

こちらの土地につきましては別法人への売渡の案がありましたが、成立しませ
んでした。今回新しい受け人の方が決まりましたので売渡案件として提出しま
した。
以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
はい17番 木村 委員

木村委員 譲受人は農業をされている方ですか。

事務局 資料に数字としては入ってなかったのですが、情報をいただきまして法人以外
の個人の方で、農地としましては・・・町・・・反持っておられ経営作物は、ナス、
レタス、ゴーヤを概ね市内で栽培されていて今回初めて山都町でトマトを作り
たいとご意向あるという事です。

木村委員 3枚全部耕作されるのですか。

事務局 はい。全て購入されて耕作されます。

議長 17番 木村 委員よろしいでしょうか

木村委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》

議長

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第53号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

よって、議案第53号 令和7年度第11号農用地利用集積等促進計画
(所有権移転) について、
令和8年2月10日に許可を決定致します。

続きまして

議案第54号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について、意見を求めます。

令和8年2月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第54号

農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

総会資料をご覧ください。併せて、別添の写真もご覧ください。

今回、非農地であると判断した農地については、畑・筆の・・・㎡の農地で、農業委員及び推進委員の方に現地確認を行っていただき、農地への復旧困難や復旧しても継続的に利用されないと見込まれる農地について、判断したのになります。

議案第54号についての説明は以上です。

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

議案第54号の農地について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断については、異議なしということで、記載されているとおりであると判断します。

議長

続きまして、

議長 議案第55号 令和8年春季農作業標準料金及び賃金の設定について
令和8年春季農繁期の農作業標準料金及び賃金の設定が必要と思われるので
意見を求めます。

令和8年2月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第55号について説明致します。
春季の農作業賃金等について、個人間の農作業委託の目安としていただくため
に設定する必要がありますので、諮らせていただきます。
一番右の欄に令和8年2月設定の案を載せております。
今回は農作業賃金及び育苗について、金額を変更しております。
理由としましては、今般の物価高騰により、育苗に係る資材等の価格が高騰し
ている状況にあるためです。
そのような実情に見合った料金を設定するため、増額をしております。
農作業賃金につきましては、熊本県の地域別最低労働賃金額を参考としてお
り、1時間あたりの金額で設定しております。
説明は以上です。
よろしくをお願いいたします。

議長 はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい9番 興柁 委員

興柁委員 前回の話し合いの際に項目欄の【耕運機】の文言は削除すると決まったと思
いますが、今回の資料には記載されています。削除洩れでしょうか。

事務局 はい、削除洩れです。修正を行った上、公表したいと思いますのでよろしくお
願いします。広報には【耕運機】を削除したものを掲載しています

議長 9番 興柁 委員よろしいでしょうか。

興柁委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第55号 令和8年春季農作業標準

議長 料金及び賃金の設定について、賛成の方は挙手をお願いします
(全員挙手)
はい、全員賛成です。
よって、議案第55号令和8年春季農作業標準料金及び賃金の設定について、
令和8年2月10日に決定致します。

以上で、議案はすべて終わりました。
進行を事務局にお返しします。

事務局長 審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。

佐藤副会長 皆様、大変お疲れさまでした。
報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。
これをもちまして、令和7年度第11回山都町農業委員会総会を閉会
いたします。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを証
し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長

8番 小崎委員

9番 興柁委員